

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
の翌日)

目次
◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「軽油引取税（第三百三十六条―第三百五十三条）」を「軽油引取税（第三百三十六条―第三百五十三条の二）」に改める。

第五条第一項に次の五号を加える。

四 第四百四十二条の三の規定による特別徴収義務者としての指定の取り消しに関する事項

五 法第五十八条第四項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請

求に関する事項

六 法第七十二条の四十第一項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行なう法人に係る法人税の課税標準の更正又は決定の請求に関する事項

七 法第七十二条の四十九第二項又は第五項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行なう法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定の請求に関する事項

八 法第七百四十二条の規定による大規模の償却資産の指定に関する事項

第二十四条の見出し中「納期限後」を「納期限後等」に改め、同条第一項中「納期限後にその税金を納付し」を「納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。）後にその税金を納付し」に、「当該金額が百円以上であるときは百円（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」を「当該金額百円について県たばこ消費税にあつては一日二銭、その他の税にあつては一日四銭（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については一日二銭）」に改め、同項に次の七号を加える。

一 法第五十三条第一項、第二項若しくは第六項、第七十二条の二十五第三項、第七十二条の二十六第四項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項、第七十二条の三十一第二項若しくは第七十二条の三十二第二項において準用する法第七十二条の二十五第三項の規定による申告書に係る税額（第四号に

掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 法第五十三条第一項、第二項又は第六項の申告書でその提出期限後提出したもの又は法第七十二条の三十三第一項の規定により提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 法第五十三条第三項又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書に係る税額 これらの規定により修正申告書を提出した日(当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 法第十五条の三第一項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

五 第五十七条、第六十三条、第八十八条の三、第一百十三条、第二百一条、第二百二十七条第二項又は第三百二十二条の規定による納期限後に納付する税額 当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

六 第四十四条、第五十六条、第九十一条、第百八条若しくは第百五十二条の二又は法第七百四十五条第二項の規定による不足税額 当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限(法第二百二十二条の二又は法第七百条の二十一第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間

七 第八十七条第二項、第九十八条第一項、第百四十三条第一項又は第

百四十五条第一項の規定による申告書に係る税額 当該納期限(法第二百二十二条の二又は法第七百条の二十一の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間

第二十四条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第百十三条の四の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税を納付する納税者は、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によつて納付しなければならない。

3 前二項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)

第二十四条の二 第二十三条第一項及び第二項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

第三十二条第一項第三号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 分課課税に係る所得割につき前項第二号の規定を適用する場合におけ

る同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

第三十二条の二第二項中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。

第三十三条の四の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条の五 第二十九条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち法第四十五条の二第一項各号に掲げる事項に相当するものは、前条の申告書に記載されたものとみなす。

第三十八条の五中「法第三百二十八条の五第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第四十条を次のように改める。

(法人等の均等割の税率)

第四十条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節中「法人等」という。)の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 資本の金額又は出資金額が千万円をこえる法人(法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等を除く。)及び保険業法(昭和十四年法

律第四十一号)に規定する相互会社 年額 千円

二 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 六百元
第四十二条に次の一項を加える。

3 法人税法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第一項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

第五十八条第一項中「(施行令第三十五条の三に該当する者を除く。)」を削り、「法第七十二条の十七第三項、第四項、第六項及び第七項の控除並びに」を「当該年の前年において生じた譲渡損失の金額及び」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二 個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項のうち前条に規定する事項に相当するものは、これらの規定により申告されたものとみなす。

第六十八条の十二第四項を削る。

第七十二条中「百分の九」を「百分の十・三」に改める。

第七十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の学生が当該大学における保健体育科目の実技又は当該大学において認められた課外活動としてゴルフ用具を自ら携行使用してゴルフ場を利用する場合であつて当該利用料金が知事が別に定める額以上に軽減されている場合の当該学生の当該ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率は、次の表の上欄に掲げる等級ごとにそれぞれ下欄に掲げる金額に二分の一を乗じて得た金額とする。

第一百十条第一号中

「総排気量が一リットル以下のもの 年額 一万八千円

ク 一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの を

年額 二万一千円」

「総排気量が一リットル以下のもの(ロータリー・エンジン付きのものを除く。)

年額 一万八千円

ク 一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの及びロータリー・エンジン付きのもの 年額 二万一千円」

改める。

第一百十六条第四号中「身体障害者手帳」の下に「(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)」を加え、「で、これらの者が運転するのに必要な特殊の装置を施したものを削る。

第一百三十六条に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合に

おいては、その所有している軽油の数量(当該所有に係る軽油にすでに軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令第五十六条の二の規定によつて算定したものを課税標準として、当該所有している者に課する。

第三百七条第一項第五号中「軽油を輸入して当該輸入」を「軽油の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入」に改める。

第三百三十八条第三号中「引取について」を削る。

、第四百一条第一項ただし書中「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改める。

第四百十二条第一項中「特約業者又は元売業者」を「元売業者又は元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者(第四百十二条の三の規定により特別徴収義務者としての指定を取り消されている者を除く。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(軽油引取税の保全担保)

第四百十二条の二 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、施行令第五十六条の六の二の規定により軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者に対し、金額及び期間を指定して、法第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定の取消し)

第四百十二条の三 知事は、前条の規定に基づき、軽油引取税の特別徴収義務者(元売業者を除く。)に担保の提供、増担保の提供、保証人の変

更その他担保を確保するため必要な行為（以下本条において「担保の提供等」という。）を命じた場合において、当該特別徴収義務者がその指定された期限までに担保の提供等をしないうとき又は施行令第五十六条の六の三の各号の一に該当する場合には、特別徴収義務者としての指定を取り消すことができる。

第四百五十五条中「又は第三十二号の三様式」を、「第三十二号の三様式又は第三十二号の四様式」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三百三十六条第四項の軽油を所有している者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有している軽油に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

第五百五十三条中「通知書」を「通知」に、「第二十三号様式による」を「第二十三号様式の通知書によつてする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から十五日を経過した日を納期限としなければならない。

第五百五十三条の次に次の一条を加える。
(軽油引取税に係る不足税額等の納付手続)

第五百五十三条の二 軽油引取税の特別徴収義務者又は軽油引取税を申告納付すべき納税者は、前条の通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ納入書又は納付書によつて納入し、又は納付しなければならない。
附則に次の二項を加える。

20 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日前に支払われ

たものにつき徴収された第三十八条の二の規定によつて課する所得割の額（次項において「徴収された県民税の退職所得割額」という。）が当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る第三十八条の二の規定によつて課する所得割の額（以下この項及び次項において「改正後の県民税の退職所得割額」という。）をこえる場合においては、法第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合には、法第十七条の規定による当該過誤納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

21 徴収された県民税の退職所得割額が改正後の県民税の退職所得割額をこえる場合には、昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年六月一日以後に支払われるものに係る第三十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第三十八条の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替へるものとする。

第三十八条の六第一項第二号及び第三十八条の八	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十二年六月一日前に支払われた退職手当等にあつては、前項に規定する改正後の県民税の退職所得割額）
------------------------	----------------------------	---

(第一号様式の裏面)

(領収証の裏面に印刷)

注 意

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（次に掲げる税額のそれぞれの期間については1日2銭）の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額（10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を当該税額に加算して納めてください。

- 1 納期前に提出した申告書にかかる税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 2 納期限後に提出した申告書にかかる税額 納期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- 3 修正申告にかかる税額 修正申告書を提出した日（修正申告書その提出期限前に提出した場合には、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- 4 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第一号様式中裏面を次のように改める。

(第二号様式の裏面)

(領収証の裏面に印刷)

注 意

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（次に掲げる税額のそれぞれの期間については1日2銭）の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額（10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を当該税額に加算して納めてください。

- 1 申告して納付又は納入すべき税金にかかるもの
 - ア 期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 2 納税通知書により告知された税金にかかるもの

納期限後に納付する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第二号様式中裏面を次のように改める。

櫻川町養父の甲「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭）」や「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める「(1)第二期分は、納税通知書を除き四連式とする。」及び「(2)」を定める。

櫻川町養父の乙「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭）」や「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める「(2)第二期分以降は納税通知書を除き四連式とする。」及び「(3)」や「(2)」と定める。

櫻川町養父の丙「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭）」を「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める。

櫻川町養父の丁「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭）」

を「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める「(2)第二期分は納税通知書を除き四連式とする。」及び「(2)」を定める。

櫻川町養父の戊「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭）」や「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納税通知書を発した日の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める「(2)第二期分は、納税通知書を除き四連式とする。」及び「(3)」や「(2)」と定める。

櫻川町養父の己「税額100円（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭）」や「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）」と定める。

櫻川町養父の庚「税額100円（100円未満の端数は切り捨てる。）につき1日4銭（督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭）」や「税額2000円以上であるとき（1000円未満の端数は切り捨てる。）は、当該税額100円について1日4銭（

から

までの

00256

期間については、1日2銭)」に定める。

第三十三号の三様式「税額100円につき1日4銭(督促状を發した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)」や「税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)」は、当該税額100円について1日4銭(当該納税通知書を發した日の翌日から当該納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)」に定める。

第三十四号の三様式「税額100円(100円未満は切り捨てる。)」につき1日4銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」や「税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)」は、当該税額100円につき1日4銭(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)」に定める。

第三十三号の三様式「不足税額百円(百円未満切り捨てる)」につき一日四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」や「税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)」は、当該税額100円につき1日4銭(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)」に定める。

第三十三号の三様式「税額100円(100円未満は切り捨てる。)」につき1日4銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)」や「税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)」は、当該税額100円につき1日4銭(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日か

ら1月を経過する日までの期間については、1日2銭)」に定める。
第三十二号の三様式の次に次の様式を加える。

第三十二号の四様式
軽油引取税納付申告書(条例第136条第4項該当)

鳥取県知事 氏名殿	納税者の住所 又は所在地		
	納税者の氏名 又は名称		
	電 話	局 番	
特別徴収義務が消滅したときに 所有している軽油の数量	キロリットル	備 考	
同 軽油引取税が課税された軽 油の数量	(イ)		
上 軽油引取税が課税されるべ き軽油の数量	(ロ)		
差引所有数量	(イ)-(ロ)		
施行令第56条の2第1号の元売 業者が引取つた軽油の数量	(ハ)		
施行令第56条の2第2号の承継 にかかる軽油の数量	(ニ)		
差引課税標準量	(ハ)-(ニ)		
税 率	(ウ)	円	
税 額	(イ)×(ウ)	円	
納付年月日及び納付場所	年 月 日 銀行 支店(局)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(延滞金の算定に関する規定の適用)
- この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中延滞金の算定に関する部分は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付し又は納入すべき期限が到来する県税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した県

税に係る延滞金については、なお従前の例による。

(端数計算に関する規定の適用)

3 新条例第二十四条第三項の規定は、施行日以後に納付され又は納入される延滞金について適用する。

(延滞金の免除に関する規定の適用)

4 新条例第二十四条の二の規定は、施行日以後に納付され又は納入される延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する規定の適用)

5 新条例第四十条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は地方税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十五号）の規定による改正後の地方税法第五十三条第六項の期間に係る法人の県民税について適用し同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

6 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらずその法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

7 新条例第四十二条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の県民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個

人の県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

9 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ消費税に関する規定の適用)

10 新条例第七十二条の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に売り渡した製造たばこについては、なお従前の例による。

11 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新条例第七十二条に規定する税率を適用して計算した県たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについてこの条例による改正前の鳥取県税条例第七十二条に規定する税率を適用して計算した県たばこ消費税の額との差額に相当する県たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならない。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

12 新条例第七十九条第三項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

13 新条例第百十六条第四号の規定は、昭和四十二年度分の自動車税から

適用し、昭和四十一年度分以前において課し又は課すべきであつた自動車税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

14 新条例第三百三十七条第一項第五号の規定は、施行日以後の製造に係る軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】